



60歳からでも大丈夫

国民年金の受給は、20歳から60歳になるまでの年間保険料を納めた人は満額を受けることができます。

しかし、未加入や未納で受給資格期間が足りない、受けられる年金額が少ないという方もいます。そのため、次に該当する人は、本人の希望によって国民年金に加入することができる制度があります。

- 1 日本国内に住所を有する被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けられる20歳以上60歳未満の人
- 2 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- 3 日本人で外国に居住している20歳以上60歳未満の人。ただし、老齢基礎年金の繰上げ

支給を受けている人は任意加入できません。厚生年金に加入した期間のある人は、老齢厚生年金も受給できます。昭和40年4月1日以前に生まれた人で、日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の人。または、日本人で外国に居住している65歳以上70歳未満の人。

これは、60歳前の任意加入と異なり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことになった人は任意加入できません。

なお、前記1〜3の任意加入被保険者は第1号被保険者と同様、付加保険料を納付することができます。また、寡婦年金および死亡一時金については、任意加入被保険者の被保険者期間および保険料納付済み期間は第1号被保険者としての被保険者期間及び保険料納付済期間とみなされます。

ただし、前記4の任意加入被保険者の場合は、死亡一時金についてのみ、任意加入被保険者の被保険者期間および保険料納付済期間が第1号被保険者としての被保険

者期間及び保険料納付済期間とみなされます。詳しくは旭川年金事務所にお問い合わせください。

付加年金

付加年金、寡婦年金、および死亡一時金は、第1号被保険者に対する独自給付です。

付加年金は、付加保険料を納めた人が老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。

したがって、付加年金の支給期間は老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から死亡した月までとなります。

また、老齢基礎年金の繰上げ支給または繰下げ支給を受けた場合は、付加年金の支給もそれに合わせて、繰上げまたは繰下げが行われます。繰上げまたは繰下げが行われた付加年金の額は年齢に応じて、老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額された額になります。

付加年金は、老齢基礎年金が全額支給停止されている間は支給停止されます。

付加保険料

付加保険料（1ヵ月400円）を納付できるのは第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）です。ただし、保険料の免除を受けている人および国民年金基金の加入員は付加保険料の納付はできないことになっています。

また、農業者年金加入者は強制的に付加保険料を支払うことになっています。農業者年金に新たに加入した場合は役場年金窓口で手続きをしてください。

支給される年金額

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。
200円×付加保険料納付月数
したがって、40年間付加保険料を納付した場合、200円×480月＝9万6,000円が老齢基礎年金に加算され支給されることとなります。

◇お問い合わせ先

日本年金機構 旭川年金事務所
（電話0166-72-5002）
住民課戸籍年金医療グループ
（電話34-2121内線413）